

令和8年度 京都市立広沢小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると考える。

本校では、国に於ける基本方針の改定を踏まえ、「いじめ」の定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、京都市の「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念のもと、本市での「いじめ」に対する現状分析や課題及び学校が実施する施策を踏まえ、「いじめ」の積極的認知を行う。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめはもちろん、「けんか」や「ふざけあい」についても、「いじめ」から除外せず、組織的に対応することを通して、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたっては、子どもの育成に関わる全ての者が、次の3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係構築について苦慮している状況が多く見られる。発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他者を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けると共に、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決にあたっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を迅速且つ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会

広沢小学校における「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を「広沢小学校いじめ・不登校対策委員会」と称し、以下のように、構成、役割、開催時期、児童・保護者への周知方法を定める。

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導委員（育成学級含む）・LD等通級指導担任・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー・担当学年団

(2) 役割

- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・いじめの防止等に関わる研修会の企画立案
- ・教育相談等の時期や回数決定
- ・いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCAサイクル
- ・「いじめ防止基本方針」の共通理解と意識啓発

(3) 開催時期

緊急の場合に、適宜開催する。

(4) 児童・保護者への周知方法等

- ・5月の学校だよりにて、児童保護者に周知する。
- ・5月の朝会にて、「広沢小学校いじめ・不登校対策委員会」の構成員全員を紹介する。
(ただし、いじめ等、嫌なことの相談は、どの教職員に相談してもよいことを合わせて知らせる)

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・集中して学習活動に参加できるように、授業中はホワイトボード横にあるカーテンを閉め、掲示物が見えないようにする。また、教室内の環境をどのクラスも同じようにする。(教室環境のUD化)
- ・生徒指導研修会で学校の決まりや持ち物など、教職員全体で共通理解する。
- ・きれいな学校を保つという視点で、校内環境整備と美化に取り組んでいく。

イ 授業改善の充実(「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」)

- ・一人一人の児童がわかる喜びと学ぶ楽しさが実感できる授業を実施する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫し、推進する。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習を実施する。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室を実施する。
- ・京都嵯峨学園で「友情、信頼」「規則の尊重」に重点をおいて実施する。
- ・月1回の「ハッピーデー」の取組で、よりよい生き方を目指して自己実現する子の育成を図る。

エ 児童生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・ 学校行事を通して人間関係づくりを行う。
- ・ 総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動を推進する。
- ・ 高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・ 児童会活動活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ 地域、PTAとともに、あいさつ運動に取り組む。

オ 児童生徒同士の絆づくり（学級活動、たてわり活動 等）

- ・ 異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・ たてわり活動を通じて、高学年はリーダーとしての自覚を養い、低学年は高学年に対する憧れの思いを育むようにする。

カ 保護者啓発

- ・ 参観懇談会で保護者への広報や啓発を行う。
- ・ ホームページや学校だよりを通して、保護者や地域への広報や啓発を行う。
- ・ 学校長、教職員の地域行事への参加の折に、地域への広報や啓発活動を行う。
- ・ 家族とコミュニケーションをとる時間を作り、メディアとのよりよい向き合い方について考える。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・ 「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない教職員の意識向上を図り、教職員間メモ連絡などの充実により、質の高い情報共有を行う。
- ・ 生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、疑いも含め、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ・不登校対策委員会」で共有された情報は、職員会議等を通して全教職員で共有する。
- ・ 重大事態については、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・ 学校評価アンケート（2回）、いじめに特化したアンケート（2回）を利用して、「いじめ」の兆候の早期実態を把握する。
- ・ クラスマネジメントシート（2回）を活用して、「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しを図る。
- ・ アンケートに基づく教育相談を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。
- ・ スクールカウンセラーとの連携による教育相談を行う。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

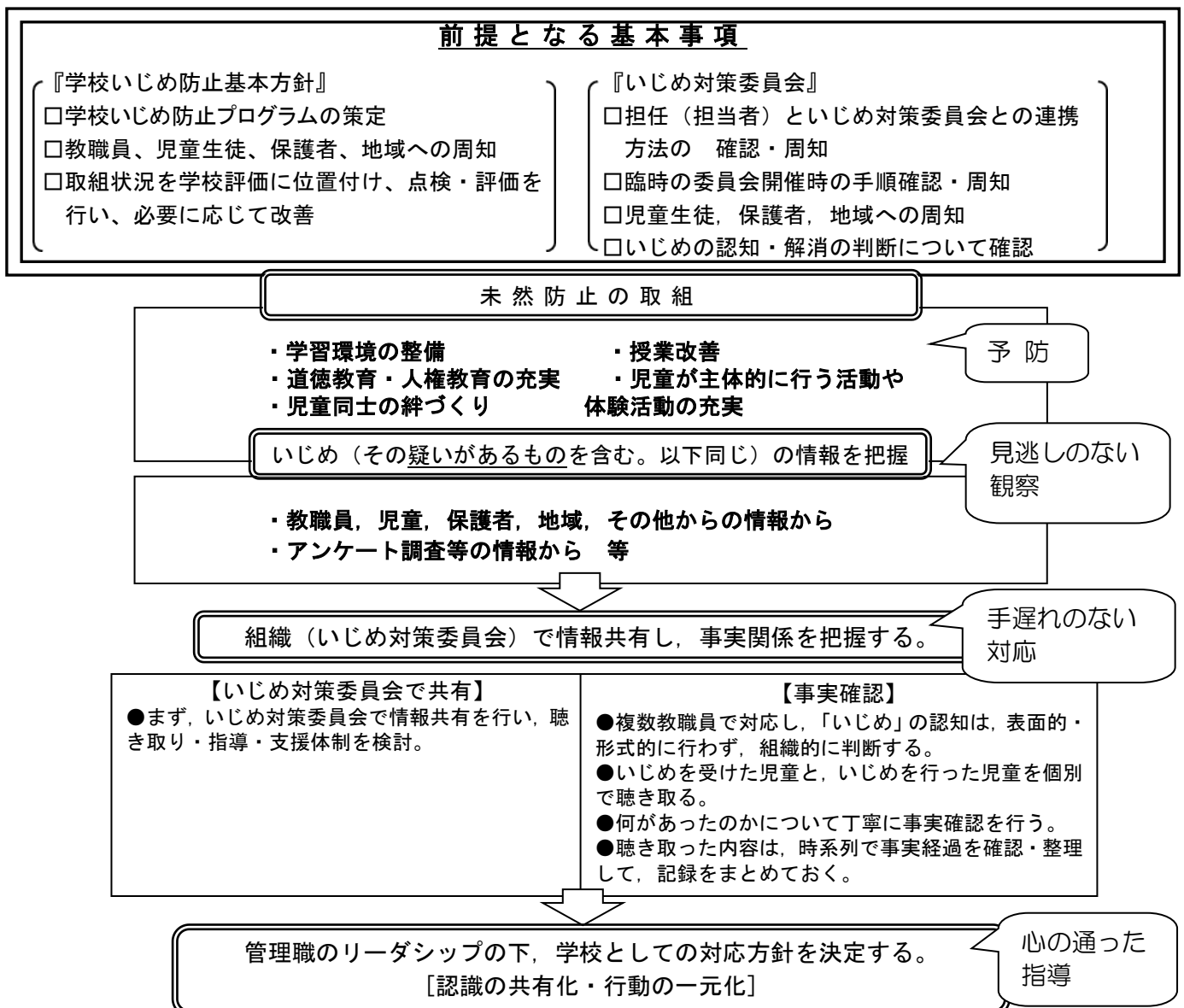
- ・登校、休み時間、給食中、掃除中など校内巡視による児童の見守り活動を実施する。
- ・アンケート以外でも、教育相談日を設け、児童と担任で話し合う時間を設ける。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールサポーターとの連携を密にしておく。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会ははじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの構内での情報共有及び対応 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



<p align="center">【児童への指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。 ●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。 ●いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。 ●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。 	<p align="center">【保護者への連絡・家庭との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担任団（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。 	<p align="center">【教育委員会への報告・連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。
<p align="center">【謝罪の場の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。 <p>※事案内容によってはこの限りではない。</p>	<p align="center">【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。 	

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・学級活動での情報モラルの指導を強化する。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動を把握する。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用して、地域への啓発を図る。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ① 少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいる。
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない。
 - ・①②を「いじめの解消」の要件とし、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、日常的な注意深い観察を継続する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組（校内研修）

ア 内容

- ・連絡事項を研修と捉え、日々研鑽を重ねる。
- ・職員朝会、メール、教職員間メモ連絡などの充実により、質の高い研修としていく。
- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教職員研修による教員一人ひとりのいじめに対する意識向上。
- ・「事例を基にした実践研修」や「生徒指導課によるSNS等の情報モラルに関する研修」などを通じて、教職員の人権感覚を磨く。

イ 実施時期

時期：4月、5月、8月、2月に行う生徒指導研修会に合わせて開催する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協働の取組

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめ防止基本方針（本方針）」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業における保護者への啓発活動を行う。
- ・非行防止教室の保護者参観を推奨する。
- ・広沢小学校PTAとの連携のもと、「学校いじめ防止基本方針（本方針）」やいじめ問題に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・ホームページや学校だよりを通して、保護者や地域への広報や啓発を行う。
- ・学校長、教職員の地域行事への参加の折に、地域への広報や啓発活動を行う。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

- ・以下の2点の状況が生まれた時、もしくは、学校がそれに準じると判断した時、重大事態に至ったと判断し、京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議を行う。
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導校内研修会① 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 「登校支援ハンドブック・生徒指導ハンドブックの活用」 生徒指導委員会① (いじめ・不登校対策委員会) 「校内体制や組織的対応の共有」 「みんなのくらし・遊びの約束」 「広沢小学校の約束（教職員用）」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学式 学年開き ハッピーデー 町別集会 <p>【1・2年】</p> <ul style="list-style-type: none"> れんげをつむ会 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のいじめアンケート、クラスマネジメントシートの結果を学年で共有。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 学年懇談会①の中で保護者啓発 相談室だより 地域訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> 生指総育委員会② (いじめ・不登校対策委員会) 「いじめ等、気になる児童の確認」 「児童理解研修」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法月間の校長先生の話の中で、いじめの問題について話す。 全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 1年生を迎える会 ハッピーデー ごみゼロの取組 <p>【6年】</p> <p>修学旅行</p>		<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 地域訪問 学校運営協議会で説明と評価① 地生連で説明①
6	<ul style="list-style-type: none"> 生指総育委員会③ (いじめ・不登校対策委員会) 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハッピーデー にこにこなかよしタイム 引き渡し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施、学年集約① クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約 教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> 広沢教育課程説明会で校長が講演会
7	<ul style="list-style-type: none"> 生指総育委員会④ (いじめ・不登校対策委員会) 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの結果」 「夏休みのくらし」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏季休業前の集会で、夏休みのくらしについて話をする。 町別集会 ハッピーデー にこにこなかよしタイム <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの結果共有① クラスマネジメントシートの①（4～6年）の結果共有① 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会

8	<ul style="list-style-type: none"> ・生指総育委員会⑤ (いじめ・不登校対策委員会) 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 ・「人権啓発授業を伴う研修会の実施」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中合同研修会 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談室だより
9	<ul style="list-style-type: none"> ・生指総育委員会⑥ (いじめ・不登校対策委員会) 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーデー ・にこにこなかよしタイム ・あいさつ運動 		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生指総育委員会⑦ (いじめ・不登校対策委員会) ・職員会議 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーデー ・にこにこなかよしタイム ・運動会 ・嵯峨中パレード 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生指総育委員会⑧ (いじめ・不登校対策委員会) ・生徒指導校内研修会③ ・「記名式アンケートの実施に向けて」 ・「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーデー ・にこにこなかよしタイム ・授業参観 <p>【5年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山の家宿泊学習 <p>【4年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約 ・クラスマネジメントシートの実施②(4～6年)、学年集約 ・教育相談② 	<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で説明② ・授業参観
12	<ul style="list-style-type: none"> ・生指総育委員会⑨ (いじめ・不登校対策委員会) 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 「冬休みの暮らしについて」 ・「アンケート・教育相談の結果の共有」 ・「クラスマネジメントシートの結果」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業前の集会で、冬休みの暮らしについて話をする。 ・にこにこなかよしタイム <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嵯峨中体験授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの結果共有② ・クラスマネジメントシートの結果共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生指総育委員会⑩ (いじめ・不登校対策委員会) 「9月～12月いじめ事案の経過」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーデー ・にこにこなかよしタイム 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談室だより

2	<ul style="list-style-type: none"> ・生指総育委員会⑪ (いじめ・不登校対策委員会) 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒指導校内研修会④(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図工展 ・授業参観・懇談会 ・ハッピーデー ・にこにこなかよしタイム <p>【6年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート②(4～6年)の結果共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観 ・学年懇談会の中で保護者啓発 ・学校運営協議会で説明と評価③
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生指総育委員会⑫ (いじめ・不登校対策委員会) 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・町別集会 ・春季休業前の集会で、春休みのくらしについて話をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存) 	
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクル 8月・12月・3月) ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」 ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」 ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」 <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。</p> <p>※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。 事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。</p>				